

ケアプラン 芳かおり

居宅介護支援 重要事項説明書

当事業所は、ご利用者に対して居宅介護支援サービスを提供いたします。事業所の概要や提供されるサービス内容、ご注意いただきたいことは次のとおりです。

1. 事業者の概要

事業者の名称	一般社団法人イーハトーブ名古屋
事業者の所在地	愛知県名古屋市緑区鳴海町字清水寺 62 番地の 1
電話番号	052-715-8223
代表者氏名	代表理事 横山 康代

2. 事業所の概要

事業所名称	ケアプラン 芳かおり
所在地	愛知県名古屋市緑区鳴海町字清水寺 86 番地 清水荘 6 号室
電話番号	052-715-8223
FAX番号	052-715-8224
名古屋市指定事業所番号	2371404274
管理者氏名	横山 康代
開設年月日	令和3年6月1日
通常の事業の実施地域	名古屋市緑区、南区、天白区 その他の地域は応相談

3. 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護状態にある高齢者等に対し適正な介護支援業務を提供します。
運営方針	市町村をはじめ地域の各種サービス提供機関等と連携をとり、利用者の意向のもとに心身の状況、生活環境等を考慮し、要介護状態の軽減や悪化予防となるよう、公正中立な支援に努めます。

4. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 午前9時00分～午後5時00分
休業日	土曜、日曜、祝祭日、8月13日～15日、12月29日～1月3日

5. 事業所の職員体制

令和6年4月1日現在

職種	員数	勤務	職務内容
管理者	1名	常勤兼務	事業所の職員の管理及び業務の管理を行う
介護支援専門員	1名	常勤兼務	ケアプランの作成や関係機関との連絡調整等、居宅介護支援サービスの提供を行う
介護支援専門員	1名	非常勤勤務	ケアプランの作成や関係機関との連絡調整等、居宅介護支援サービスの提供を行う

6. 提供するサービス

サービスの提供にあたっては、要介護状態の軽減もしくは悪化の予防となる適切なサービス計画となるよう配慮します。サービスの提供は懇切丁寧に行い、わかりやすい説明をします。不明な点はいつでも担当職員に遠慮なく質問してください。

(1) 居宅サービス計画の作成

- ・ご自宅を訪問し利用者や家族からお話を伺い、主治医等に意見を求める等を行い、利用者の生活上の課題を分析、居宅サービス計画の原案を作成します
- ・居宅サービス計画原案に基づいたサービス担当者会議を開催し、ケアプランに位置付ける事業所に説明し、検討・調整をします
- ・利用者にサービス計画の内容、利用料、保険適用等を説明し、了解を得ます
- ・意見を求めた主治医等や各サービス事業者へ居宅サービス計画を交付します

(2) 連絡調整

必要に応じ、各サービス事業者や主治医等へ利用者の状態等を連絡し、サービスの調整等をします。

(3) サービス実施状況の継続的な把握及び評価

定期的にサービスの実施状況等を把握し、利用者および利用者家族と毎月面談等を実施し、必要に応じ居宅サービス計画の修正を行います。

(4) 給付管理票の作成・提出

毎月、サービスの利用実績を国民健康保険団体連合会へ提出します。

(5) 要介護認定等の協力

利用者の要介護認定の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう協力し、利用者が希望する場合は、その申請を利用者に代わって行います。

(6) 利用者の権利と協力のお願い

- ・ケアプラン作成に際し、複数の居宅サービス事業所の紹介を求める事ができます
- ・利用するサービス事業所をケアプランに位置づけた理由を求める事ができます
- ・住宅改修等について、複数の見積もりから選択する事を推奨します
- ・入院した際は、病院へ担当介護支援専門員の氏名を伝えてください
- ・ケアマネの訪問に際しては、駐車場所を確保していただく事をお願い致します

7. 公正中立の確保

当事業所は、第一に利用者様のご意向を大切にします。サービスの提供が特定の事業者に偏ることなく、公正中立で適正なものとなるために無理のない居宅サービス計画の作成と適正かつ公正中立なサービス管理に努めてまいります。

8. 担当の職員

あなたの担当する介護支援専門員は _____ です。

- (1) 職員は、身分証を携行していますので、必要な場合はいつでも、その掲示をお求めください。
- (2) 介護支援専門員の変更は可能です。変更を希望される場合はお申し出ください。
- (3) 担当職員の退職や配置換え等正当な理由がある場合に限り、事前に了解を得て担当の職員を変更することがあります。

9. 利用料金

要介護認定を受けられた方の居宅介護支援に対応する費用は、介護保険制度から全額給付されますので、自己負担はありません。

居宅介護支援費 I (介護支援専門員 1人あたりの担当件数 1~44 件)

(名古屋市の場合 地域区分 3級地 単位 11.05 円)

令和6年4月現在

要介護 1~2 の方	1,086 単位	月額	居宅介護支援の基本報酬
要介護 3~5 の方	1,411 単位	月額	居宅介護支援の基本報酬
初回加算	300 単位	1回	初回担当または介護度が 2 区分以上の変更または過去 2 ケ月以上居宅介護支援の算定がなくケアプランを作成した場合
入院時情報提供加算 I	250 単位	1回	利用者が入院した日の内に利用者の了解のもと医療機関に対して情報提供した場合
入院時情報提供加算 II	200 単位	1回	利用者が入院した翌日又は翌々日に利用者の了解のもと医療機関に対して情報提供した場合
退院退所加算	連携 1回カンファレンス 参加なし	450 単位	1回 利用者が退院退所前に医療機関の職員との連携を 1 回行い、カンファレンスの参加がない場合
	連携 1回カンファレンス 参加あり	600 単位	1回 利用者が退院退所前に医療機関の職員との連携を 1 回行い、カンファレンスの参加がある場合
	連携 2回カンファレンス 参加なし	600 単位	1回 利用者が退院退所前に医療機関の職員との連携を 2 回行い、カンファレンスの参加がない場合
	連携 2回カンファレンス 参加あり	750 単位	1回 利用者が退院退所前に医療機関の職員との連携を 2 回行い、カンファレンスの参加がある場合
	連携 3回カンファレンス 参加あり	900 単位	1回 利用者が退院退所前に医療機関の職員との連携を 3 回行い、カンファレンスの参加がある場合
通院時情報連携加算	50 単位	1回	利用者が医師や歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合

10. その他の費用について

通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費の支払いが必要となります。なお、自動車を使用した場合の交通費は実施地域を越えた地点から、片道 1 キロメートル当たり 30 円の負担をいただきます。

11. 金品の授受の禁止

当事業所では、金品の授受をお断りしております。全ての方に中立公正に仕事をさせて頂く為に、ご協力を願いいたします

12. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

お申し込み後、当事業所と契約したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① ご利用者の都合でサービスを終了する場合

お申し出下さればいつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等でやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は地域の他の居宅介護支援事業所をご紹介いたします。

③ 自動終了

以下の場合は双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ご利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ご利用者が入院などによりサービスの利用が3か月以上なかつた場合
- ご利用者の要介護認定区分が非該当と認定された場合
- ご利用者が死去されたとき

④ その他

ご利用者またはそのご家族が、当事業所や介護支援専門員に対して、この契約を継続し難いほどの暴力や暴言、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント等の行為により精神的な苦痛を与えた場合、当事業所は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。

13. 事故発生時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、別紙「連絡先票」に基づき、家族、主治医等への連絡その他の適切な措置を行うとともに、法令に基づき市町村、その他関係機関への報告を行います。

また、ご利用者に対する指定居宅介護支援の提供により当事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を行います。

14. サービス提供に関する相談、苦情について

苦情、相談窓口は以下の窓口で受け付けます。

ケアプラン 芳かおり 管理者 横山康代	受付時間 平日午前9時～午後5時 (祝祭日、8/13～15、12/29～1/3を除く) TEL 052-715-8223
名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 東桜分室	名古屋市東区東桜一丁目14番11号 DPスクエア 東桜8階 TEL 052-959-3087
愛知県国民健康保険団体連合会介護福祉室	名古屋市東区泉一丁目6番5号 TEL 052-971-4165

15. 虐待防止のための取り組みについて

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待等の防止等のため次のとおり必要な措置を講じています。

- ① 虐待防止に関する担当者を定めています。 管理者 横山康代
- ② 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知します。
- ③ 虐待の防止のための指針を整備しています。
- ④ 虐待を防止するための従業者に対する研修を定期的に実施しています。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報します。

16. 身体的拘束等の適正化の推進

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

17. ハラスメント対策について

- ・当事業所は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる言動又は優越的な関係を背景とした言動において業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置をします。
- ・契約者（利用者）様、ご家族様または身元保証人等からの事業者やサービス従業者、その他関係者に対して故意に暴力や暴言等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合は、サービスのご利用を一時中止及び契約を廃止させていただく場合があります。

18. 業務継続計画の策定について

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

19. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

当事業所は、感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を求める観点から、指針の整備を行い定期的な研修及び訓練を実施します。